

山田俊男君

さきに、民主党の農業者戸別所得補償法案につきまして、平野委員を始め民主党の先生方とやり取りをさせていただきまして大変いい経験をさせていただきましたが、本日は、若林大臣、岩永副大臣始め政府の皆さんと質疑をさせていただくのは初めてであります。要領が分からないといえますか、行儀作法がちょっと分からないところがあるかというふうに思いますので、どうぞその辺はお許し願いたいというふうに思いますし、さらに、大臣には一番最後に総括的に質問してお答えいただくということで是非進めさせていただけたら有り難い、こんなふうに思っているところであります。

最初に、農林省は米の緊急対策を決定いただいて取り組んでもらっております。最近の価格の動向を見ますと、ようやく下げ止まったかということではありますが、何としてでも、少なくとも昨年の価格水準までには回復してほしいと祈るような気持ちでいるところであります。是非、引き続いての対策をお願いしたいと、こう思うところであります。

ところで、作柄が悪いにもかかわらず米が、米価がかくのごとく下がっているということについては、需要減と、それと生産調整の取組が必ずしも十分進んでいない、過剰が原因だということが指摘されているわけではありますが、生産調整を達成するためにどういう対策を講じているのか。

ここは、確かに産地づくり推進交付金、これは出されているわけではありますが、3年間固定であります。とすると、生産調整の面積が増えればその分だけ単価が小さくなっていくという問題を抱えているわけでありまして、また、生産者と生産者団体による自主的な取組、これを法律の中にも盛り込んで、その取組が期待されているわけではありますが、生産調整方針策定を中心的に行います農協組織に対してはどんな対策を行っておられるのか。

さらには、農協以外の業者に対しまして、これも生産調整を義務的にやらせることには決まっていけないわけでありましてけれども、どういう形での取組になっているのか。そこを岡島局長に是非お願いしたいというふうに思います。

それと、質問をそれなりに用意しましたので、簡潔にやらせていただいたら有り難いと思っております。

政府参考人（岡島正明君）

米の生産調整につきまして、正に農業者、農業者団体が主体的に取り組んでいただいているということですが、行政としても、まず、農林水産大臣が国全体の需給の見通しを定めて需要量の情報の提供をする、あるいは都道府県の県協議会への参画あるいは市町村の地域協議会への参画でありますとか、それから、市町村など、生産調整を実施しない方々への働き掛けなどに積極的に取り組んでいるところであります。

また、今御質問の中にもありましたけれども、米の生産調整を実施するメリット対策とし

て、これは、地域にとっても 3 年間固定というのは、逆に言うと毎年幾ら来るのか見えやすいようにといったような様々な議論の上でいわゆる産地づくり交付金というものを交付しております。また、米価下落による販売収入の減少の影響を緩和する対策などを措置して、これらの支援措置については生産調整を実施することが交付要件となっていると。

これらの取組を通じまして、米の生産調整の円滑な推進を図ってきたところであります。

山田俊男君

次に、岩永副大臣をお願いしたいと思いますが。

19 年産の生産調整は、米政策改革要綱と、それと平成 16 年改正食糧法に基づき実施されたと思います。果たして、これらの対策や改正法は有効に機能している、又は機能すると考えていいのかどうかということであります。

生産者と生産者団体が需要に見合った売れる米作りを行うという理念で米政策改革要綱ができていますし、16 年改正食糧法がその理念で作られたと思いますが、頭の中だけで考えたものになっているんじゃないのかという心配でありまして、生産者と生産者団体の自主的な取組だからということで行政が手を引く、さらに産地づくり交付金も固定する、それから、まじめに取り組んだ生産調整実施者には具体的なメリットが見えないというのでは、今後のやはり生産調整の達成に大変な危惧があるわけであります。

今後の取組の決め手は何なんだと、今大変な議論をしてもらっておられるというふうに思いますが、そのことに期待しているわけでありまして、どうぞ、どういう手だてを考慮しておられるのか、ポイントをお聞かせ願えたら有り難いというふうに思います。

副大臣（岩永浩美君）

委員も生産団体にずっと在職をしておられたから、この生産調整には直接かかわっておみえいただいているので、詳しい内容については大変よく御存じだと思いますが、現行食糧法を 16 年に施行したことについて、農林水産大臣がやっぱり国全体の需給の見通しを定めてこの生産調整に入ってしまったことはもう御案内のとおりです。

そのときに、ただ国だけが関与してやるということじゃなくて、生産調整をしていく過程の中で生産団体がやっぱり主体的に取り組んでいただくこと、そして行政がそれをサポートしていくことによってスムーズに移行したい、そのことが 16 年の法の改正の趣旨だったと思うんですね。

だから、それを受けて、19 年からは、これまで市町村が行っていた生産調整の生産数量目標の配分を今度は生産者団体が生産調整方針作成者ということで一応やってきたことは、もう議員が一番よく存じておられます。

だから、そういうことを踏まえて、この需給システムへ移行した 19 年以降もその傾向というのは同じようにしてきたんですが、ただ、今言われたように、この機能が、システムが機能しているのかいないのかということと言われると、今私どもは、いろいろな問題はある、

問題はあるけれども機能していないというふうに断定はできない、そういう一つの思いで、それを改善をしながら今後の一つの生産調整配分について努力を重ねていきたいと思っています。

山田俊男君

次に、内閣府の梅溪審議官にお尋ねしたいと存じます。

経済財政諮問会議のグローバル化専門調査会、さらには規制改革会議の専門委員会で、米価は下がってもいいと、さらに米価下落政策が遅過ぎたというような意見が出されているやに聞いているところであります。

米価が下がることで構造改革が進むという考え方のようにありますが、しかし、実際はむしろ育てるべき担い手が、組織が窮地に陥っています。米価の下げに苦しみ、何とか上げを図ろうとしている、これは政府も、大変な大臣も御努力をいただいているわけですが、それらの取組を侮るような主張を一体内閣府はどう受け止めておられるのかということでもあります。

さらにまた、認定農業者に生産調整実施を要件とするべきでないとか、生産調整の目標は認定農業者にかぶせるべきでなく、自由な判断での生産を行わせるべきだという意見すらあると聞いております。一体どういう実態認識でこれら議論がなされているのか、全く農村の現場と懸け離れたことになっているのではないかと心配しております。

こうした主張がマスコミでも喧伝されて、それが正当な意見のように受け止められてしまったんでは、まじめに取り組んでいる生産者にとってはそれは我慢のならないことでもあります。こうしたことが総理の諮問機関でなされているということ自体が生産者の憤りとなっておりますし、今回の参議院選挙での生産者の反発の背景もそこにあったかというふうに思います。

こうした議論を事務局を担う内閣府はどう受け止めておられるのか、お聞きしたいと存じます。

政府参考人（梅溪健児君）

お答え申し上げます。

先生御指摘のワーキンググループでございますが、これは、我が国の潜在成長力を高めていくためにはグローバル化のメリットを最大限活用する国内体制づくりが必要であるという認識の下に、昨年の経済財政諮問会議においてグローバル化改革専門調査会が設置されることが決定されました。とりわけ、専門的事項の効率的な調査に資するため、EPA・農業ワーキンググループを設置して調査審議を進めていただいているところでございます。

今御指摘なさいましたポイントでございますが、EPA・農業ワーキンググループでは、我が国の農業が産業として飛躍し、競争力があり、強くなることを目指して、農地の有効利

用や農業経営の在り方などについて専門的な知識に基づき大変熱心に御議論をいただいているところでございます。

今後とも、潜在能力を最大限発揮させ、活力のある農業の実現に向けて議論を積み重ね、検討を深めていくことが重要であると考えております。

山田俊男君

私の手で整理させてもらいましたが、議事録の幾つかを抜粋した内容のものであります。諮問会議におきますEPA・農業ワーキンググループにおける発言内容であります。

一つは、食料の安全保障については、今後、海外依存を確保することが近道というか、近道というよりもそれしかないという認識である。それから、農林水産省は価格を徐々に下げるということをアナウンスとして出し、その上で構造改革を進め、それでも赤字でも作るというところは作りなさいというメッセージを送ってやらないと構造改革は進まない。さらに、農地の証券化はみんながやる必要はないのであり、株式会社が入って株券で渡すから農地をよこせと言えいいと。さらに、株式会社の導入等を含め、個別の企業が株と交換に農地を取得するような動きがどんどん出てくればいいと。これは一つの例であります。こういう議論が諮問会議、ないしは、この人は規制改革会議の専門委員のメンバーでもあります。こういう議論をさせておいて、させたままで本当にいいのかという心配であります。

引き続き梅溪審議官、小島室長にお尋ねしたいというふうに思うわけですが、市場原理ばかりを主張する特定の学者を集めて実態から懸け離れた議論を進めているこれら専門調査会や専門委員会の在り方をどう考えておられるかということなんです。

福田総理は、参議院選挙の敗北を受けて、経済自由主義だけで律することはできないと、こうおっしゃっておられるわけです。明確に所信表明されています。また、今までの考え方をがらりと変える必要があるし、地に足が付いた取組が必要である、でないと日本はおかしくなるとも、これは別の場所で発言されているやに聞いております。

参議院選挙であれだけの批判を受けたわけでありまして、参議院選挙前からの何の反省もない取組は一新すべきではないかと、こう考えておりまして、この点は梅溪審議官にお尋ねしたいと思います。

政府参考人（梅溪健児君）

お答え申し上げます。

EPA・農業ワーキンググループにおきましては、先ほど申し上げましたような視点で我が国の農業を強いものにしていくために、多様な観点で活発な御議論をいただいております。ワーキンググループの議論を素材に、その後経済財政諮問会議で議論をし、その場では農林水産大臣にもお越しいただいて、更に施策の検討を行っているところであります。諮問会議の議論を経て、その後、経済財政改革の基本方針、いわゆる骨太の方針でございますが、そういうもので具体的な政策の形成につなげていっているところでございます。

こういう政策のプロセスの中で、EPA・農業ワーキンググループにおきましては、今委員御指摘の点も踏まえ、更なる審議を行っていただきたいと考えております。

山田俊男君

次の点は小島規制改革推進室長にお尋ねしたいと思いますが、今私が何点か議事録から拾って申し上げたところは、これは議事録が出ております。一方、規制改革会議の論議の概要が必ずしも十分伝えられていないのではないかと考えております。意識的に、これはかなり厳しいことをやっているから論議は公開しないようにしようということなのかどうか。突然いろんな結論を示されて、さあ受け入れろというようなことになっては、ますます不信と混乱を来すだけだというふうに思いますが、この点、お伺いしたいと思います。

政府参考人（小島愛之助君）

お答え申し上げます。

規制改革会議におきましては、意欲と能力のある農業経営者が創意工夫を発揮し、地域経済の活力が高まるような仕組みを整備するという問題意識から調査審議を行っているところであります。

委員御指摘のように、この間の議論につきましてはまだ議事録等が十分整備されておられません。先ほど来御指摘ございます米価、実効性のある生産調整の実施等の点につきましても、引き続き農林水産省と協議しつつ調査審議がなされていくものと承知いたしております。

なお、規制改革会議の第二次答申におけます具体的な施策の決定に当たりましては、いずれにせよ最終的に政府、農林水産省との合意が必要でありますことを申し添えておきたいと申し上げます。

山田俊男君

いずれにしろ、この審議会、諮問会議並びに規制改革会議、本体までどうしろと言うほど私は見識があるわけではありませんが、少なくとも専門調査会、さらには専門委員会の在り方については大きな私は疑問と意見を持ちます。何としてでもメンバーの一新も含めた取組をお願いしたいし、それから農林水産省は、内閣府がやっているから言われっ放しだけど甘んじて受けているのか、仕方ないというふうに思っておられるのか、それともそれなりに別途対策を講じておられるのか。今、米の価格対策をあれだけの努力をやって大臣以下頑張っておられます。そしてまた、品目横断の政策の見直しも含めて農業転換に努力されている。とすれば、こうした動きに対してもしっかりと影響力を行使されてしかるべきだと考えますが、この点、岡島局長、いかがお考えですか。

政府参考人（岡島正明君）

今御指摘の点につきまして、非常に重要な御指摘だと思います。一方で、先ほど内閣府の方から御答弁ありましたように、正にワーキンググループにおいては自由闊達な議論だということですので、私ども、機会があればきちっと説明してまいりたいというふうに考えております。

山田俊男君

次に、もう1回岩永副大臣にお願いしたいわけでありまして。

副大臣に、私も全中の専務としてこれらのことにおまえかかわってきたんだろうというふうに先ほど来言われておりまして、そう言われると私にも何ともはや責任があるわけですが、ともかく今申し上げました改革、改革、改革のこの流れの中で本当に押し流されてきたというふうに本当に身にしみているところでありますが、ともかく16年改正法は、16年改正食糧法は、ともかく生産者と生産者団体が作成する生産調整方針を国が認定するとか、それから豊作によって生じた過剰米、これを処理するために無利子の資金を融資する機構。2つ目。米の価格形成センターの指定、政府の買入れ、政府米の買入れ、売渡し、緊急時の命令等、何とこれだけの法律の内容になっております。

要は、政府の役割は極めて限定的な行為のみになっているわけでありまして、一体、これはもう平成六年の食糧法の改正と比べましても、これは本当に政府の役割を限定しているというふうに思います。生産、流通を基本的に自由とする流れの中でのこの法律になっておりますが、これはもうもしかしたら手抜き法というふうに言わざるを得ないんじゃないかと、反省込めて言っておりますけれども、この日本の気候風土の中での水田農業、さらには、歴史的、経済的な制約を持った零細な土地所有であったり利用だったりという、この極めてアジア的といいますか日本的な農業経営体の中で今後の対策を講じていく、生産調整の着実な実施も含めて取り組んでいくという場合にはやはり法律の見直しが必要ではないかと思うんですが、いかがでございますか。

副大臣（岩永浩美君）

今回、生産調整の見直しについて、それぞれ様々な御意見がございました。

私自身も、大規模農家を中心とした農業経営だけが日本の一つの農業を支えているとは思っておりません。多面的な機能を有している棚田、農村の集落、それを維持している農家の皆さん方の努力があって自給率も確保できている、この一つの現実を踏まえるときに、生産調整は総合的な目でやっていかないとうまくいかない。それは、東北、北海道を中心とした大規模な農業、西南暖地を中心とした小規模零細の複合経営を中心とした農業経営、その中で生産調整がやっぱりうまくいくためには、何としてでも需給のバランスを確保していくということをまず前提に挙げなければいけないことは言うまでもありません。

その食糧法で示された今回の生産調整の見直し等々について、その枠組みを根本から変え

るということは混乱を私は更に増していくことにつながっていくんで、枠組みを変えるということではなくて、生産調整が機能していく一つの形をもっと取らなければいけない。それは、今御指摘いただいたように、農業団体を中心としてやっていったその一つの成果が必ずしも上がっていないことを踏まえると、行政がサポートするサポートの仕方、それがもう少しやっぱり強くサポートしていくことによって生産調整がうまくいく機能を発揮していくことにもなると思うので、今後は行政と生産団体、農家の皆さん方とそれぞれ合意できる一つの合意文書を作ってでも、やっぱり生産調整を更に進めていくということをやっていかなければいけないと思っています。

ただ、その法の改正をすべきではないかということについては、私自身はその枠組みは変えない、しかしやっぱり小規模農家の皆さん方の意見が反映される生産調整、そのことには十分留意しなければいけないと思っています。

山田俊男君

ありがとうございました。

最後に、若林大臣にお尋ねしたいと存じますが、法改正が直ちにできないということであれば、生産調整の目標達成に向けたより有効な仕組みを構築する、今副大臣からもございましたが、そのことが大変必要になるというふうに存じます。また、若林大臣は環境大臣もやりだしたわけでありまして、大臣の方がむしろ環境対策について大変御存じだというふうに思いますが、今御案内のとおり、地球全体の温暖化の気候変動で、世界各地で災害が生じているし、不作が生じている。加えて、食料とエネルギーの争奪が出ているための価格高騰があるということでもあります。

自給率 39%、これはカロリーベースで。これが我が国では、圧倒的な食料輸入国であります。我が国は、そう考えますと、極めて不安定な位置に今いるのではないかと思います。本当に残されているこの大事な水田の機能、これを活用して必要な米の生産、それから、さらには飼料米も含めた、さらにはエタノール等を含めた新しい対策、さらには麦、大豆、その他の不足する作物の生産、これを合理的に組み合わせた仕組みこそ今本当につくり上げていくチャンスでありますし、大変大きな課題であろうかと思えます。市場原理の導入による自由な競争、それから規制緩和、そうして国の役割の極端な限定という、市場原理と競争条件導入の仕組みだけでは必要な国民食料の確保はできないし、この我が国の将来、大変危ぶまれるという心配があります。

どうぞ、今こそ国は必要な国民食料の確保に向けて役割を果たすべきだし、当然のこと生産者も生産者団体も、おっしゃるようにもう真剣に役割を果たす、そうしてそれを国民合意形成していくという取組が必要だろうというふうに考えます。

どうぞ、大臣の見識を是非お聞かせ願いたいというふうに思います。

国務大臣（若林正俊君）

委員が多年にわたる農政への知見から、今委員が申し上げられましたような種々の政策の推進について危惧の念を持っておられると、非常に心配をしておられ、今御提案もあったわけでございます。

私は、委員がお話しのように、すべて規制の緩和の下で自由な競争によって、予定調和的にこの農業の果たす役割が果たせるというふうには考えておりません。やはりそれぞれの作目あるいはそれぞれの地域において、生産者一人一人は、どんなに規模が大きくなったとしても、そんな全体の需給まで見通すような生産構造ではございませんから、生産者が組織する団体、その団体が信頼をしております全国的な指導の立場にある団体、そしてまた行政施策の執行に責任を負っている農林省を始めとして地方公共団体、これらがやはり知恵を出し合って、それぞれの事情に応じた施策をきめ細かく実施していかなければその目的を達成できないし、役割を果たせないと、このように考えているところでございまして、これは一般論として申し上げれば、以上申し上げたようなことであります。

そこで、米の生産調整について申し上げます、農業の生産者、また農業者団体がこれに主体的に取り組むということが基本であるとする食糧法の物の考え方、これは、基本はそういう基本でいくべきだというふうに考えておりますけれども、行政がこれを任せっきりにするといったように受け止められていることは非常に残念でございますが、事実、実際のこの生産調整政策を進めていくに当たって、やや都道府県あるいは市町村のかかわり方、連携ということが弱かったのではないかという認識は持っております。

その意味で、生産調整の実効性を確保していくということのためには、全都道府県、また全地域で生産調整目標を達成できますように、この三者一体になって連携を密にして取り組んでいかなきゃいけない、こう考えているところでございまして、とりわけ、まずこの生産調整自身につきまます行政の関与の在り方でございますが、行政がもっと、生産者団体が目標を設定するに当たって、単なる情報提供だけではなくて、行政側がそれを支援をしていく、プッシュしていくというような関与も必要ではないかということで今関与の在り方を検討しているところでございます。

また、二つ目として、生産調整の実施者のメリットの措置についても、もう少し傾斜的にメリ張りを付けたメリット措置を講ずることができないかということも検討の対象でありますし、また、生産調整に乗ってこない非実施者などに対する、まあ言葉はどうかと思えますけれども、ある種のペナルティ的な措置につきましても、その在り方について今検討を急いでいるところでございまして、委員が御指摘になりました生産調整の目標達成を確実にするための全体としてのメリット措置、地域に対する支援の措置といったようなことについても、今、都道府県を始め関係方面と調整をしているところでありますが、早急にお互い納得、合意が得られて、新しい来年度に向けての体制づくりをしてまいりたいと、このように考えております。

山田俊男君

ありがとうございました。